

すくすく育て あさひっ子



子育て家庭の生活を経済的な面から支援する制度をご紹介します。

1 乳幼児紙おむつ購入券の給付(旭市独自の制度です)

♪サマーゾンボ・ハロウィンゾンボ 宝くじの収益金を活用しています♪

① 制度の概要

旭市に住民登録のある0歳児、1歳児の乳幼児と同居し養育している方に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給します。

紙おむつ購入券は、市内の指定取扱店で紙おむつを購入する際の代金の一部として利用できます。

② 旭市乳幼児紙おむつ購入券指定取扱店一覧

*令和7年4月1日現在（取扱店は変更になる場合があります。）

取扱店			
サンドラッグ旭店	旭地区	西松屋チェーン旭店	旭地区
ヤックスドラッグ旭中央店	旭地区	ドン・キホーテ旭店	旭地区
カワチ薬品旭店	旭地区	ヤックスドラッグ旭東店	旭地区
カインズホーム旭店	旭地区	ドラッグストアコスモス旭西店	旭地区
マツモトキヨシ旭宮前店	旭地区	佐瀬太洋薬局	飯岡地区
マツモトキヨシ千葉旭店	旭地区	カインズスーパーセンター旭飯岡店	飯岡地区
エービン旭新町店	旭地区	ヤックスドラッグ飯岡店	飯岡地区
イオンスタイル旭中央	旭地区	渡辺薬房	海上地区
スーパーセナートライアル旭川口店	旭地区	ヤックスドラッグ旭入野店	干潟地区
ローソン旭中央病院店	旭地区	ヤックスドラッグ旭萬力店	干潟地区
コメリパワー 旭店	旭地区		

③ 申請の手続き

お子さんが生まれたときや旭市に転入したときに、子育て支援課に申請書を提出していただきます。紙おむつ購入券は、出生時と1歳のお誕生日前月に、12か月分をお渡しします。

・転入の場合…転入月から満1歳または満2歳に到達する前月分までの支給となります。

〒289-2595 旭市二の2132
旭市役所 子育て支援課
子育て支援班 0479-62-8012
保育所運営班 0479-62-5313
保育所再編班 0479-74-3770

2 出産祝金の給付（旭市独自の制度です）



① 制度の概要

市民の出産を奨励・祝福し次代を担う子どもの健やかな成長を願って、1子以上を養育し、第2子以降を出産して養育する父母に祝金を支給します。

・第2子10万円、第3子以降20万円

② 助成対象

1年以上前から引き続き旭市に住民登録を有し、かつ現に居住している方で、1子以上を養育し、第2子以降を出産して養育する父母。ただし、市税、国保税及び保育料に滞納がある場合は対象外になります。

③ 申請の手続き

お子さんが生まれたとき、子育て支援課へ申請書を提出してください。出生日から1年を過ぎると申請できません。市税等の滞納で対象外となった方は、納付後に再度申請することができですが、この場合も出生日から1年を過ぎると申請できません。

3 子ども医療費助成制度（一部旭市独自の制度です）

① 制度の概要

高校生等までのお子さんが病院等で診療を受けた場合や、保険薬局で医師が処方する薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成する制度です。小学校4年生から高校生等までの通院による診療は旭市独自で助成しています。

② 助成対象

旭市に住民登録のある、18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童の通院及び入院に要した保険適用の医療費

対象児童	自己負担額
旭市在住の0歳から高校生等までの子ども医療費助成登録者	・ 通院1回、入院1日につき300円 （市民税が課税されていない方または均等割のみの方は無料） ・ 保険調剤は無料 ・ 一つの医療機関において、月ごとに入院11日目以降、通院6回目以降の医療費が無料（令和5年8月診療分から）

※初診時選定療養費、再診時選定療養費、室料差額等は助成対象となりません。

③ 助成の方法

子ども医療費助成登録の申請後、受給券を発行いたします。医療機関の窓口でマイナ保険証等と受給券と一緒に提示することで助成が受けられます。窓口で自己負担金のみをお支払い下さい。

④ 申請の手続き

旭市に転入したときや、お子さんが生まれたとき、子育て支援課で子ども医療費助成申請書を提出していただきます。申請しないと助成を受けられませんので、出生・転入日から1か月以内に申請してください。

注)一度資格登録された方は、毎年8月1日に前年の課税状況に応じた判定を行います。新しい自己負担金額(300円または無料)を決定したうえで、7月末頃に8月1日から1年間有効の「子ども医療費受給券」を送付します。

4 第3子以降保育料・副食費の無料化（一部旭市独自の制度です）

① 制度の概要

国の制度では一定の収入に満たない世帯を除き、同時に3人以上が入所(入園)している場合に限り、年齢の高い順に3番目以降のお子さんが無料になりますが、旭市では独自の支援として、世帯の収入にかかわらず高校修了前(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の範囲内にお子さんが3人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第3子以降の保育料・副食費を無料としています。入所(入園)しているお子さんが1人でも、この第3子以降に当たる場合は無料になります。

(4月1日時点の年齢)

		0歳～5歳	6歳～8歳	9歳～17歳	18歳～
旭市	教育認定1号 保育認定2号 3号	第3子(無料)	第2子	第1子	
	教育認定1号	第3子(無料)	第2子	第1子	
	保育認定2号 3号	第3子(無料)	第2子	第1子	
国	世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満の場合	第3子(無料)	第2子		第1子※

※保護者の扶養の範囲にある子

② 申請の手続き

住民票等の内容により判定されるため、手続きは不要です。

5 児童手当

① 制度の概要

高校生年代までのお子さんを養育する方に対して支給される経済的支援です。

② 支給対象

高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

③ 支給の方法と支給額

原則として、年6回、偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に、指定の口座へ振込みにより支給します。

児童の年齢	児童手当の金額(1人当たり月額)
3歳未満	第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円
3歳～高校生年代	第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円

・「第3子以降」とは、大学生年代(22歳到達後最初の年度末)※までの養育している児童から数えて、3番目以降の支給対象児童(0歳から高校生年代まで)をいいます。

※大学生年代…保護者が大学生年代のお子さんの生計費などを経済的に負担していて、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合はカウント対象となります。

大学生年代をカウントに含めるためには手続きが必要です。

④ 申請の手続き

お子さんが生まれたときや旭市に転入したとき、子育て支援課に「認定請求書」を提出していただきます(公務員の方は勤務先にて申請手続きを行います)。原則として、申請した月の翌月分の手当から支給されます。

● 申請は、出生や転入等から15日以内に！！

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(事由発生日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても事由発生日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

● 現況届

現況届は原則不要ですが、公簿等で所得情報を確認できない方、児童と別居している方、大学生年代のお子さんをカウントに含む場合など、一部の方は6月に提出が必要です。提出がない場合は、8月以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

